

第三 健全化判断比率等

I 概況

平成23年度の県内40市町村及び一部事務組合の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率等の特徴は次のとおりである。

なお、大鰐町については、平成20年度決算で将来負担比率が371.6%と早期健全化基準以上となり、財政健全化団体（平成33年度を終期とする財政健全化計画を策定済み）となったものである。平成23年度の健全化判断比率は4指標とも早期健全化基準未満となっているものの、平成23年度に第三セクター等改革推進債を発行してリゾート開発関連の損失補償を履行したことにより、今後、実質公債費比率が早期健全化基準（25%）以上となる見込みであることから、引き続き財政健全化団体となっている。

1 実質赤字額・実質赤字比率の状況

実質赤字比率は、一般会計や一部の特別会計（以下、「一般会計等」という）について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除して表した指標である。

実質収支が赤字の団体、つまり実質赤字のある団体は、前年度と同様、鰯ヶ沢町1団体のみであり、その赤字額及び赤字比率は以下のとおりであるが、早期健全化基準未満となっている。

第1表 実質赤字のある団体（単位：千円、%）

団体名	実質赤字額	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準	平成22年度
鰯ヶ沢町	129,759	2.67	15.00	20.00	8.49

※ 早期健全化基準は財政規模に応じ、「11.25%～15.00%」となっている。

2 連結実質赤字額・連結実質赤字比率の状況

連結実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等や水道事業会計等の公営企業会計など、すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模の額で除して表した指標である。

連結実質収支が赤字の団体、つまり連結実質赤字のある団体は、前年度と比較し2団体（黒石市、鰯ヶ沢町）減の1団体（中泊町）であり、その赤字額及び赤字比率は以下のとおりであるが、早期健全化基準未満となっている。

第2表 連結実質赤字のある団体（単位：千円、%）

団体名	連結実質赤字額	連結実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準	平成22年度
中泊町	8,409	0.17	20.00	30.00	1.38

※ 早期健全化基準は財政規模に応じ、「16.25%～20.00%」となっている。

※ 財政再生基準は、H20、H21年度決算が40.00%、H22年度決算が35.00%、H23年度以降が30.00%の経過措置が設けられている。

3 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除して表した指標である。

市町村全体における、実質公債費比率（加重平均）は、15.1％となっており、すべての団体が早期健全化基準（25.0％）未満となっている。

なお、実質公債費比率は、平成18年度から、地方債の発行が従来の許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入された財政指標であるが、18％以上の団体は、地方債の発行にあたって引き続き許可が必要となり、本県では、9団体（前年度11団体）が18％以上となっている。

第3表 実質公債費比率の推移

（単位：％）

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実質公債費比率	市 平 均	16.4	15.7	15.1
	町 村 平 均	17.3	16.3	15.3
	市町村平均	16.7	15.9	15.1

4 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還にあてることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除した指標である。

市町村全体における、将来負担比率（加重平均）は、124.4％となっており、そのうち早期健全化基準（350.0％）以上となる団体は、前年度に引き続き該当はない。

県内市町村全体における将来負担比率の構成要素をみると、将来負担比率を引き上げる要素としては、地方債現在高、公営企業債等繰入見込額の占める割合が高く、比率を引き下げる要素としては、将来の普通交付税に算入される基準財政需要額算入見込額の占める割合が高い。

5 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計における資金の不足額（資金収支の累積不足額を表すもの）を、公営企業の事業規模（営業収益）の額で除して表した指標である。

県内市町村及び一部事務組合の経営する公営企業会計（152会計）のうち、資金不足のある公営企業会計は13会計（9団体）あり、そのうち資金不足比率が経営健全化基準（20.0％）以上となる公営企業会計は8会計（6団体）となっている。

前年度と比較すると、資金不足比率が経営健全化基準以上だった4会計・3団体を含む7会計・5団体が資金不足を解消したものの、一方で1会計・1団体が新たに資金不足を生じたため、全体では資金不足のある会計・団体数は6会計・4団体の減となった。

第4表 資金不足のある公営企業

（単位：百万円、％）

団体名	会計名	事業区分	法適用区分	資金不足額		資金不足比率	
					22年度		22年度
青森市	自動車運送事業会計	交通事業	法適	354	391	16.0	17.9
弘前市	病院事業会計	病院事業	法適	60	207	1.5	5.3
	岩木観光施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	484	647	1,430.8	1,955.2
八戸市	自動車運送事業会計	交通事業	法適	501	609	41.8	50.5
黒石市	病院事業会計	病院事業	法適	161	327	3.6	7.6
	下水道事業会計	下水道事業	法適	295	1,342	92.5	441.9
	温泉供給事業特別会計	観光施設事業	法非適	93	114	585.1	693.6
	観光施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	112	144	5,082.1	5,504.3
深浦町	深浦地区簡易水道事業特別会計	簡易水道	法非適	1	-	0.8	-
大鰐町	病院事業会計	病院事業	法適	23	56	3.2	7.8
板柳町	国民健康保険板柳中央病院事業会計	病院事業	法適	188	283	24.3	35.6
一部事務組合下北医療センター	病院事業会計	病院事業	法適	3,155	4,176	28.2	35.5
北部上北広域事務組合	病院事業会計	病院事業	法適	863	790	41.6	37.1

※ 深浦町深浦地区簡易水道事業特別会計は、岩崎地区簡易水道事業特別会計との統合・法適化に伴う打切決算により資金不足発生

(参考) 資金不足が解消された公営企業

(単位：百万円、%)

団体名	会計名	事業区分	法適用区分	資金不足額		資金不足比率	
					22年度		22年度
五所川原市	病院事業会計	病院事業	法適	-	220	-	3.2
鰯ヶ沢町	公共下水道事業特別会計	下水道事業	法非適	-	1	-	4.3
	農業集落排水事業特別会計	下水道事業	法非適	-	1	-	1.3
大鰐町	休養施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	-	24	-	※
	温泉事業特別会計	観光施設事業	法非適	-	102	-	823.3
鶴田町	病院事業会計	病院事業	法適	-	635	-	76.3
公立金木病院組合	病院事業会計	病院事業	法適	-	1,285	-	81.2

※ 事業規模が0のため算出不能